

第13回

忠岡町ごみ処理施設調査特別委員会会議録

令和7年7月11日

忠 岡 町 議 会

忠岡町ごみ処理施設調査特別委員会議事録

日 時 令和7年7月11日（金）午前10時45分開会

場 所 委員会室

1. 出席委員

委員長	北村 孝	副委員長	河野 隆子
委員	河瀬 成利	委員	森野 良一
委員	今奈良 幸子	委員	田辺 みき
委員	小島 みゆき	委員	尾崎 孝子
委員	高迫 照子	委員	二家本 英生

1. 欠席委員

なし

1. 出席理事者

町 長	是枝 綾子		
教育長	大塚 孝	町長公室長	立花 武彦
町長公室次長兼秘書人事課長		産業住民部長	新城 正俊
	中定 昭博	産業住民部次長兼生活環境課長	
			小倉 由紀夫
		産業住民部生活環境課主査	
			高木 慶祐

1. 本議会の職員

事務局長	南 智樹
係 長	酒井 宇紀

委員長（北村 孝議員）

はい、議員みなさま、引き続きよろしくお願いいたします。ご苦勞様でございます。
ただいまから、忠岡町ごみ処理施設調査特別委員会を開会いたします。

（「１０時 ４５分」開会）

委員長（北村 孝議員）

本日の会議は傍聴を許可しておりますので、よろしくお願いいたします。本日の出席委員は全員ですので、委員会は成立をいたしております。会議録署名委員は、委員会条例第２６条の規定によりまして、５番、河野 隆子委員を指名いたします。

開会に先立ち、町長よりご挨拶をいただきます。

町長（是枝 綾子町長）

皆さま、こんにちは。全員協議会に続きまして、ごみ処理施設調査特別委員会、ご出席ありがとうございます。私、町長になりまして、初めてのごみ処理施設調査特別委員会ということでございます。

６月議会で皆さまから、ごみ処理の施設についての公民連携協定についてのご質問をいただきました。貴重なご意見もたくさんいただいてございます。そういったところも踏まえまして、今日は７月に環境影響評価の手続きの申請がされるということで、その環境影響評価の方法書案の概要の説明ということをしていただくという案件がございます。皆さまの様々なご意見をいただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長（北村 孝議員）

ありがとうございました。早速、議事に移ります。発言の際は議員、理事者の皆さん、委員長と言ってください、私がお名前をお呼びしてから発言をしていただきますようお願いをいたします。また発言者はマイクのスイッチを押しから発言されますよう、重ねてお願い申し上げます。

ごみ処理施設の整備運営及び委託処理等の進捗状況についてであります。

案件１、新施設整備事業及び現施設解体撤去事業における環境アセスメント手続きについて、理事者より説明を求めます。

はい、小倉課長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

今回は公民連携事業において、今後実施されていきます新施設整備事業及び現施設解体撤去事業における環境アセスメント手続きについて、事前配付の資料を基にご説明をさせていただきます。資料は２種類ございまして、１つは大阪府の環境アセスメント制度あらまし、というものでございまして、こちらは大阪府ホームページに公開されてい

る環境アセスメント手続きの説明資料でありまして、過去にも本委員会において資料として配付させていただいたものでございます。それともう1種類でございますけれども、仮称地域エネルギーセンター等整備運営事業環境影響評価方法書案の概要という資料につきましては、方法書の提出に先立ち事業者から町に情報提供をいただいたものでございまして、公民連携事業において、今後事業者から大阪府へ提出を予定している方法書の概要が記載されたものとなります。

それではまず、大阪府の環境アセスメント制度あらましから、アセスメント制度の概要や一連の手続き等についてご説明させていただきます。

それでは1ページをご覧ください。ここでは制度の概要について説明されておりますが、4つの見出しの一番上、環境アセスメント制度の目的の欄をご覧ください。

環境アセスメント制度とは、記載のとおり、事業者が環境に影響を及ぼす恐れのある事業の実施にあたり、あらかじめ環境影響評価を行うとともに、事業の実施以後に事後調査を行うことにより、環境の保全について適正な配慮がなされることを目的とする制度でございます。環境影響評価において対象となる環境項目は、下の表に掲げられているとおりでございまして、生活環境、自然環境、歴史的・文化的環境、環境負荷、気候変動適応等からなる様々な項目において環境に与える影響を評価するものでございます。続いて、2ページをご覧くださいますと、環境アセスメントの対象となる事業の一覧表がございしますが、本事業は、6番廃棄物処理施設のうち、ごみ焼却施設と産業廃棄物焼却施設に該当することとなりまして、記載の条件に当てはまることからアセスメントの対象事業となり、大阪府環境影響評価条例に基づく手続きが必要となります。

続いて、3ページ、4ページにおいて手続きの流れについてご説明させていただきます。4ページの項目番号に沿ってご説明させていただきますので、3ページと見開きで資料をご覧くださいればわかりやすいかと思います。

まずは、①方法書の作成ということで、事業者が環境アセスメントを実施する環境項目や方法を記載した環境影響評価方法書を作成し、知事に提出することとなります。

本事業における事業者とは、忠岡エコサービス株式会社ということになります。事業者において、この方法書について7月中に大阪府へ提出する予定と聞いておりますので、提出後はこれからご説明する流れに沿って進んでいくこととなります。①で提出された方法書は、②方法書の縦覧ということで、大阪府の窓口、事業者の事務所、関係市町村等において1ヶ月間縦覧されることとなります。

一方で、住民は方法書について、事業者または知事に縦覧期間の1ヶ月間とその後の2週間の間に③意見書を提出することができます。当該意見書の概要とそれに対する事業者の見解については、大阪府が取りまとめた上で公開されることとなります。その後、事務局である大阪府において環境影響評価審査会及び関係市町村長に対して意見提出を求め、それらと住民の意見及び事業者の見解を勘案して④知事の意見が発出されま

す。

事業者はその知事の意見を踏まえて技術指針の定めに即して⑤⑥のとおり環境アセスメント、いわゆる調査・予測・評価を実施いたしまして、その結果や環境保全のための措置等を記載した環境影響評価準備書を作成し、知事に提出することとなります。続いて⑦⑧のとおり大阪府において準備書の提出日から30日以内に環境影響を受けると認められる地域を決定するとともに準備書が1か月間縦覧されます。

一方で事業者は⑨のとおり縦覧期間内において準備書の内容について説明会を開催することとなり、⑩のとおり住民は準備書について事業者または知事に縦覧期間の1か月間と、その後の2週間の間に意見書を提出することができます。

これも③④の段階と同様に意見書の概要とそれに対する事業者の見解については大阪府が取りまとめた上で公開されることとなります。また準備書については⑪のとおり住民の環境保全上の意見を聞くため、府において公聴会が開催されます。その後は方法書の段階と同様に事務局である大阪府において環境影響評価審査会及び関係市町村長に対して意見提出を求め、それらと住民の意見及び事業者の見解を勘案して⑫知事の意見が発出されます。

事業者はその知事意見を勘案して準備書の内容に検討を加え⑬環境影響評価書を作成し知事に提出することとなります。その後は⑭⑮のとおり府において評価書を1ヶ月間縦覧に供し、その後公示がなされた後、事業実施に至る流れとなります。また事業実施後についても環境への影響を把握するため事後調査の計画を作成し、それに基づいて事後調査を実施し知事に報告することとされております。

方法書を提出する段階から事業実施までの流れは資料のとおりとなりますが、大きく分けると①から④で示される方法書の段階、⑤から⑭で示される準備書・評価書の段階、⑮以降の事業実施の段階に分かれます。5ページでは調査・予測・評価・事後調査についての概要が記載されておりますが、大きな流れといたしましては、調査として事業を実施する地域の周辺環境について現況把握を行いまして、予測として実際に施設を建設する際や施設稼働後の周辺環境に与える影響をシミュレーションし、予測された環境の状況が生活環境や自然環境等の面において支障を及ぼすものでないことを評価することとなります。評価の結果、必要がある場合には環境保全対策について検討を行い、再度予測・評価を行うこととなります。

また、事業の実施中においても、環境に及ぼす影響を把握するために事後調査を行うこととなります。今回、事業者が大阪府に提出予定の方法書では、どのように調査・予測・評価を行っていくのか、その方法について取りまとめたものとなります。冒頭申し上げましたとおり、事業者では7月中に方法書を提出されとのことですが、その概要について、もう一つの資料のとおり、事前に情報提供を受けましたので、そちらのほうをご覧ください。

他の事例を見ましても、実際に提出される方法書はページ数ももっと多いものですが、書かれている内容というのは、今回の資料と同様に、どのような事業を予定しているのか、どのように調査・予測・評価を行っていくのかというものになるかと思います。まずは1ページでございます。事業の目的として、仮称地域エネルギーセンター等整備運営事業公民連携協定に基づいて、既存の町クリーンセンターを解体し、エネルギー回収施設とリサイクル施設を整備運営することが記載されております。

続いて2ページ、3ページでは、エネルギー回収施設とリサイクル施設、それぞれについて事業の概要が示されております。今、この場で資料を読み上げることはいたしません。が、どのような施設で何を処理するのか、車の搬入出はどれほどか、環境対策はどのように行うか等について記載されております。4ページ、5ページでは、事業実施場所が記載されております。

6ページをご覧くださいますと、車両走行ルートが示されております。家庭ごみなどの2トンパッカー車や、粗大ごみなどの持ち込み用の乗用車、および軽トラックの搬入は、図中の色が薄い方の搬入経路。10トンコンテナ車などの大型車については、濃い方の搬入ルートを想定しているということでございます。

続いて、7ページでは、環境影響評価の中で予測・評価を行う必要があると考えられる項目が整理されています。表では、縦軸の環境影響要因ごとに評価項目に丸が書かれておりますが、施設等の存在による影響、施設の供用による影響、工事の実施による影響に分けて、どのような環境要素に対する影響評価を行うかが整理されています。また、8ページ以降でございますが、冒頭ご説明させていただきましたとおり、準備書以降では、工事段階や施設供用段階に分けて、環境影響を予測し評価していくこととなりますが、その前提として、現在の周辺環境がどのようになっているかを調査する必要があります。

ここでは、8ページ、9ページにおいて、現況把握のため、どのような調査を行うかが表でまとめられております。また、10ページ、11ページでは、調査地点が地図上にまとめられております。続いて、12ページでは、施設の供用時や工事中における環境影響の予測手法についてまとめられております。

基本的には、コンピューターにおける数値計算を行って予測をしていくこととなりますが、その際に用いる計算式やマニュアル等がまとめられております。色々と聞きなじみのない内容かと思いますが、予測手法につきましては、大阪府の技術指針においてどのような式を用いるか等が定められておりますので、それに従ったやり方で行っていくことになります。最後に、13ページでは、予測した内容についてどういった視点で評価を行っていくか、その指針がまとめられておりますが、基本的には、それぞれの項目について環境への影響を最小限に留めるよう環境保全について配慮することを前提に、関係法令や環境基準を遵守するとともに、国・府関係市町の定める計画や方針に定める

目標の達成と維持に支障を及ぼさないこととされております。

最後に、付録といたしまして、14ページから16ページにおいては、関連する規制値等がまとめられておりますが、これらは法令通りとなりますので、ご説明を省略させていただきまして、17ページをご覧ください。事業計画図は提案書で示されていたとおり、現在中継施設として利用している建屋内に破砕機を設置し、リサイクル施設として運用予定であり、それ以外の部分に新しくエネルギー回収施設、処理施設が建設予定ということになります。また、工事スケジュールについては、下記のとおりであり、機設解体に約12ヶ月、新施設整備に約21ヶ月の後期を予定しているということでございます。

以上、冒頭申し上げましたが、方法書の提出は7月中を予定しているということで、本資料につきましては、事業者が大阪府に方法書を提出する前に、方法書がどのようなものかを知っていただけたらということで、本町にご提出いただいた概要資料ということでございますので、今後本内容に変更が生じる場合があることをご承知おきください。

以上、環境アセスメント手続きと、今後提出予定の方法書の概要についてのご説明となります。よろしくお願いいたします。

委員長（北村 孝議員）

はい、ありがとうございます。説明は以上のとおりです。ご質疑をお受け致しますが、質疑の説明のあった範囲内でよろしくお願いを致します。質疑ございませんか。

6番（高迫 照子議員）

委員長、はい。

委員長（北村 孝議員）

高迫議員。

6番（高迫 照子議員）

1ページの事業の目的のところですけど、地域エネルギーセンターということで、エネルギー回収施設と呼ぶのかなと私は思っているんですけど、住民目線では、ここはやっぱり産業廃棄物、焼却施設ではないかと思うんです。エネルギーセンターということは、やっぱりエネルギーを生む、電気をこしらえるということで、ここでは地元地域において有効活用することにより、エネルギーの地産地消ということが書いてあるんですけど、地元地域でエネルギーを有効活用するということは、配線とかそういう問題はどくなるのでしょうか。ちょっと教えてください。

委員長（北村 孝議員）

はい、小倉課長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

基本的には、企画提案書の方でエネルギーの活用については記載されておるんですけ

ども、地域新電力の活用や自己託送制度の活用、自営線の活用等の手法があると思うんですけども、廃棄物処理施設を中心とした地域循環共生権、いわゆる電力の利用の事例は複数ございますので、これから先進事例を検討しながら、手法については事業者と協議を行って参りたいというふうに考えているところでございます。

委員長（北村 孝議員）

はい。高迫議員。

6 番（高迫 照子議員）

先進事例を考えていきたいということですが、地元地域、以前産業課にお聞きしたときに、公的施設に電気を使うんだということもおっしゃってましたけど、これ有効活用するということを書いてありますので、具体的に教えてください。

委員長（北村 孝議員）

はい。小倉課長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

まず発電されたエネルギーでございますけれども、まず自分の施設に使うというところが一つあります。残った余剰電力について活用ということになってくると思うんですけども、その余剰電力については、町の公共施設での活用等も考えておるところでございます。それ以外のところについては、今後事業者との協議をしていくことになるのかなというふうな考えでいてるところでございます。

委員長（北村 孝議員）

よろしいですか。

6 番（高迫 照子議員）

すいません。

委員長（北村 孝議員）

高迫議員。

6 番（高迫 照子議員）

関西電力に売電するとかいう形でやっていかれるんですか。

委員長（北村 孝議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

それも一つの手法だというふうに認識しているところでございます。

委員長（北村 孝議員）

よろしいですか。他にご質疑はありませんか。よろしいですか。

11 番（二家本 英生議員）

はい。委員長。

委員長（北村 孝議員）

二家本議員。

11番（二家本 英生議員）

数点質問させていただきたいと思います。そもそもこの事業は私たちは反対なので、まずは止めるということを申し上げてから、今後今の計画について質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、方法書の概要の2ページですね。2ページのところに事業の概要ということで、エネルギー回収施設とリサイクル施設のそれぞれの施設の内容を書いています。当初の事業計画書の中でも比べてみると、エネルギー回収施設については、ほとんど当初の提案書とほぼ同じかなと思うんですけども、リサイクル施設の方ですね。こちらの施設形式の規模として、当初平均処理計画量50トンという、ここにも括弧書きされていますけれども、という話をやったんですけども、ただ今回この施設の概要規模を見ると、処理能力が1日当たり315トン、ここに書いてあるので、1日平均50トンの処理をするのに、この315トンのこんな大きな施設を導入する理由というような何か聞かれていますか。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

はい。委員長。

委員長（北村 孝議員）

はい、小倉課長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

まず導入する製品仕様としての処理能力は315トンということになっておりますけれども、実利用としては平均50トンを想定しているところでございます。全体の炉の焼却能力というんですか、1日200トンくらいを目処というふうな形を想定しておりますので、フルに動かした分、全部処理できるのかというと、そういうことにもならないので、実際のところは1日50トンくらいの、能力は315ありますけれども、実際は50トンくらいで想定をしているというところでございます。

委員長（北村 孝議員）

はい、二家本議員。

11番（二家本 英生議員）

そしたら説明であれば、基本を50トンしか考えていないのに、この315トンという、これがちょっといまいち納得がいかないというか、それだったら50トンギリギリだったらそれは無理かもしれませんが、例えばその倍の100トンとか、150トンの規模でも十分やっていけるという話なんですけれども、なんでこの315トンまでに、そんな大きな機械を入れるのかという理由がちょっとはつきりわからないんですね。そのあたりで事業者から何か聞いてますでしょうか。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長、はい。

委員長（北村 孝議員）

はい、小倉課長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

事業者による事業計画でございまして、ちょっとその詳細についてまでは、私どもの方では聞いておらないと。

委員長（北村 孝議員）

はい、二家本議員。

11番（二家本 英生議員）

事業者の事業計画といっても、やっぱりこの費用というのは、今後当然、忠岡町のゴミ処理に関わってくることなので、だからこの規模が大きくなればなるほど、その費用って高くなりますよね。物が大きくなるっていうことは、その当然費用が高くなる。じゃあそれって、忠岡町民のゴミの委託料にも反映されることにはなってくるので、そのあたり本当にこの315トンっていうのが適正かどうかっていう、そこはちょっと判断してもらわないといけないと思うんですけれども、その点についていかがでしょうか。

産業住民部（新城 正俊部長）

はい、委員長。

委員長（北村 孝議員）

新城部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

はい、こちらの方の費用ですね。費用が嵩んだからといって、忠岡町の委託料に関して反映されるものではございません。以上です。

委員長（北村 孝議員）

はい、二家本議員。

11番（二家本 英生議員）

そしたら、これは新施設とか中継施設もそうですけれども、中継施設建てる時に建設費用は、今回の9年間の外部処理委託の、それは入ってなかったですかね。し尿処理の除去ですよね。除去については委託料は上積みされてて、これ民間のものやから、委託料には反映しないっていう考えでよろしいでしょうか。

委員長（北村 孝議員）

はい、小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

はい、議員おっしゃるとおりでございます。

委員長（北村 孝議員）

はい、二家本議員。

11番（二家本 英生議員）

まあね、その民間のものやからといっても、やっぱり315トンというのはちょっと大きすぎるんじゃないかなと思ってますので、そもそもこの選別破碎機なんですけど、これって工事必要ですよ。その工事の許可っていうのは、どこに届けるんでしょうか。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

はい。委員長。

委員長（北村 孝議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

はい、大阪府でございます。

委員長（北村 孝議員）

はい、二家本議員。

11番（二家本 英生議員）

わかりました。じゃあその辺は大阪府に届けるっていうことでわかりました。はい、じゃあちょっと次の質問を取ります。

先ほどもこの選別機が315トンも処理能力があるっていうことなので、ちょっと不思議に思ったのは、次の3ページですね。3ページの方に廃棄物の運搬車両の搬入、搬出の台数書かれていると思うんです。

まず最初に事前に聞いておきたいのが、これ6ページの説明もあったんですけども、大型車の搬出入ルートと小型車の搬出入ルート、この2つ説明ありました。その通る車についても説明はあったんですけども、その大型車搬出入ルートの大型車って、基本的にどれくらいの大きさを基準にしているのか教えていただきたいと思います。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

はい。委員長。

委員長（北村 孝議員）

はい、小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

6ページの図の上の方で説明書きますけども、3行目ですね、10トンコンテナ車などの大型車というところがございますので、一応そういうふうなところを想定しているところがございます。

11番（二家本 英生議員）

はい。

委員長（北村 孝議員）

二家本議員。

11番（二家本 英生議員）

そしたら10トン以上の車は大型車の搬出のルートですけど、例えば8トン車とか4トン車、この辺の車両についてはルートはどういうふうな形になるんでしょうか。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

はい、ちょっと10トン満たない車ということでございますけども、その辺については今後の方法書の中で記載がされるものかというふうに考えているところでございます。

委員長（北村 孝議員）

はい、二家本議員。

11番（二家本 英生議員）

8トンとか、事業者が手配する車であれば10トン車が来て10トン車が出ていくっていうのはできるんですけども、例えば搬入の車で、事業者の方から産廃の廃棄物を持ってくるときに、車を固定しているわけではないと思うんですね。例えばいろんな廃棄物があって、8トン車で来る分もあると思いますし、4トン車で来る分もあると。その分に関しては今後の方法書の中で細かく決められていくということによろしいですか。

委員長（北村 孝議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

はい、方法書の方ではご確認いただけたらというふうに考えております。

委員長（北村 孝議員）

はい、二家本議員。

11番（二家本 英生議員）

はい。委員長。

11番（二家本 英生議員）

そしたらすいません、3ページに戻ります。先ほど車のことを聞いたので、実際の搬入・搬出の台数なんですけども、搬入については大型車27台、日量27台、小型車は64台、で、搬出については大型車が8台、小型車が5台となっています。搬入は当然町内のパッカー車も入ってくるので、これだけの台数。大型車というのも当然220トン、あとリサイクルもいれたら合計250トンですかね。それだけの廃棄物が搬入され

るということで、だいたいこれぐらいを想定されているというのはわかるんですけども、それは例えば破砕機的能力が315トンあるということで、それも含めた数字としてこれだけ挙げられているということでよろしいでしょうか。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

はい、小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

おっしゃるとおりでございます。

11番（二家本 英生議員）

はい、二家本議員。

11番（二家本 英生議員）

はい、わかりました。そしたらその辺りはOKです。事業計画書の方では資源ごみについては、資源ごみの処理施設を中継施設内に設置するまでの間、24年の4月から27年3月を想定と、その間は既存施設を継続活用と書いていたんですけども、ただ今回の一般質問の中で議員の方から質問で、今年度中に中継施設内の設備投資を行う予定があると、そういった発言もありました。今年度中に設備投資を行う施設とは、どういったものなのでしょうか。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

はい、小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

敷地内にございますペットボトルの減容器やカン・ビンの選別器を、現在の中継施設の中に整備するというふうな計画でございます。これについては今年度、一応スケジュール間で言いますと、令和8年度末までに整備をするというようなところが、提案書に記載されておりますので、早ければ今年度、遅くても8年度末までには、これらの整備を完了させるような予定でいているというところでございます。

11番（二家本 英生議員）

はい。委員長。

委員長（北村 孝議員）

二家本議員。

11番（二家本 英生議員）

令和8年度と言うと、8年度末ですよ。そういうことは、26年の3月。違う、27年の3月です。ということは、当初の事業の計画書通りということで認識してよろし

いですか。

委員長（北村 孝議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

はい、結構でございます。

委員長（北村 孝議員）

はい、二家本議員。

11番（二家本 英生議員）

今、ペットボトルの減容施設と、カン・ビンの選別機を今年度中に入れると。その後に破砕機も当然入ってきますよね。それって、今なんでこの時期に入れる必要があるのかということと、工事期間ですよね。実際、資源ごみのペットボトルの減容施設とか、カン・ビンの選別機、この時期に別に急いで入れなくても、もうちょっと後でも全然間に合うようなことなんですけれども、その辺については、事業者からこういう計画でいくということも、事前から話があった分なんですか。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

はい、委員長。

委員長（北村 孝議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

企画提案書に記載されているスケジュール感で進んでいると、そういうふうな認識を持っているところでございます。

委員長（北村 孝議員）

はい。二家本議員。

11番（二家本 英生議員）

企画提案書というのも確かにあって、27年4月から中継施設の中で選別で破砕していくということなんですけど、まだそれまでに1年半以上あるので、ちょっと早すぎるかなという印象はありますので、その辺りって別にもうちょっと後でもよかったのに違うかなと思うんですけれども、どうでしょうかね。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

はい、委員長。

委員長（北村 孝議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

破砕機についてはもうちょっと後になるかなと。アセスとの関係も出てきますので、要はペットボトルの減容器とカン・ビンの選別機だけ先に入れると、そういうふうな形

になろうかと思います。

委員長（北村 孝議員）

二家本議員。

11番（二家本 英生議員）

わかりました。あと1点ですね。

今回方法書の概要ということで、今回説明いただいている分なんですけれども、方法書が7月に提出予定ということなんですけれども、ちょっと私も見たところ、町民グラウンドとかでアセスというか、ちょっとやってたというのも聞いたので、実際その方法書を出す前から、そういった現状調査というのは実際それはできるものなのでしょうか。

委員長（北村 孝議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。特に問題はないというふうに考えております。

委員長（北村 孝議員）

二家本議員。

11番（二家本 英生議員）

方法書の中でその方法書を提出しました住民さんが縦覧します。それでこの住民さんの方からとか、あと関係市町の方から、ちょっとその方法やったら不十分じゃないかという意見も当然出てくると思うんです。そうなった時に、方法書の段階の修正というのはやったりはするのでしょうか。

委員長（北村 孝議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

方法書の訂正というものについてはない。

委員長（北村 孝議員）

はい。小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

もうその辺りについては準備書の方に反映されるのかなということになるかと思います。

委員長（北村 孝議員）

二家本議員。

11番（二家本 英生議員）

方法書は一旦提出してしまったら、その方法に基づいて、ただその方法書の中でも住民から出た意見、関係市町から出た意見も踏まえて、その準備書の段階で追加の調査とかしていくということで認識でよろしいのでしょうか。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

はい、委員長。

委員長（北村 孝議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

はい、そのとおりで結構でございます。

委員長（北村 孝議員）

他にご質疑はありませんか。

6 番（高迫 照子議員）

はい、委員長。

委員長（北村 孝議員）

高迫委員。

6 番（高迫 照子議員）

すいません、2 ページですけど、処理する廃棄物の種類というところがあるんです。

2 点お聞きしたいんですけど、ゴムくずというのはこれは古タイヤなどを粉砕したものなのかどうか、それからもうちょっと下の方に石綿のことが書いてあります。がれき類については石綿含有産業廃棄物を除くってあるんですけど、こういうがれきの中で石綿が混ざってて、こういうのを目とするのか機械とするのか私分かりませんが、そういう石綿含有産業廃棄物は除くとか、こういうことはできるのでしょうか。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

小倉議長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

まずそもそも石綿が含有されているようなものについては、受け入れはしないというところの流れになります。

委員長（北村 孝議員）

高迫委員。

6 番（高迫 照子議員）

混ざっているということは絶対ないわけですか。

委員長（北村 孝議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

そのあたりについては、そもそも受け入れないというような形で対応していく流れになります。

6 番（高迫 照子議員）

はい、わかりました。そしたらゴムくずについて。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

そのあたり具体的な品目については、まだ今の時点では決まっていないというところ
でございます。

委員長（北村 孝議員）

よろしいですか。

6 番（高迫 照子議員）

はい、わかりました。

委員長（北村 孝議員）

他にご質疑ありませんか。

副委員長（河野 隆子議員）

はい。委員長。

委員長（北村 孝議員）

河野副委員長。

副委員長（河野 隆子議員）

2 ページに細かく、やつと何を焼くかということで、廃棄物の種類というのが載って
いるんですけれども、その中で災害廃棄物を含むというところがあって、これは忠岡町
地域から発生する可燃ごみの下に書いていますので、これは忠岡町だけの災害廃棄物と
いうことでしょうか。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

もちろん忠岡町の災害廃棄物は優先して処分してもらおうと思いますけれども、そも
そも本町もそうですけれども、泉州地域のほうで災害時の廃棄物の応援協定というもの
がございます。今度できる施設は、地方の施設ではない、民間の施設にはなりますけれ
ども、災害のことでございますので、もしお互い助け合うというふうな観点からするの
であれば、もしそういうふうな受け入れの要請があれば、事業者と協議をしていきたい
というふうに考えているところでございます。

副委員長（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

河野副委員長。

副委員長（河野 隆子議員）

お隣の岸和田市さんとか、いろいろ協定を事業者が結んでいるということは聞いておりますので、災害が起きた場合は、忠岡町内だけではなくて、近隣の災害ごみ、もっと広がれば全国からの災害ごみも集まってくるんじゃないかなという心配はしています。それで、石綿なんかが含まれているものは焼かないということでありましてけれども、災害の廃棄物というのは、いろんな家から出た木材とか壁とかそういうのも出てくると思うんですね。そんな中に本当にこういうものが含まれていないのかというのは、なかなか分かりづらいと思うんですけれども、そこら辺はいかがですか。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

平成30年の台風21号のときもそうだったと思うんですけれども、住民さんから持って来られたごみも、きっちり分別をさせていただいておりましたので、災害時においても、そのあたりの分別というものは必ず行われるものというふうに考えておるところでございます。

副委員長（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

河野副委員長。

副委員長（河野 隆子議員）

今回、忠岡町だけ違いますからね。もしも災害が起きたら、そらもうここら全部被災するわけですので、量も違うと思うんです。そこできっちりとできるのかどうかというところは、ちょっと心配するところです。それから、前回のだいぶ前の説明で、海洋浮遊物というのかな、海に浮いているようなごみ。そういったのも焼くというふうに聞いておったんですけど、それはここに含まれているんですか。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

ここには含んでおりません。

副委員長（河野 隆子議員）

はい。委員長。

委員長（北村 孝議員）

河野副委員長。

副委員長（河野 隆子議員）

そしたら、それは焼かないということですか。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

まだそこまできっちり決めているわけではないんですけども、そういうふうな漂着ごみについてですけども、うちの方から焼いてくれと、もしくは大阪府の方から受け入れてくれというふうな形になれば、まず事業者の方と協議をさせていただきます。事業者の方については町なり府の要望があれば、その辺については受け入れについても検討をするというふうなところになっております。

副委員長（河野 隆子議員）

はい。委員長。

委員長（北村 孝議員）

河野副委員長。

副委員長（河野 隆子議員）

漂着ごみは府の方から頼まれるかと思うんですけど、漂着ごみもいろいろと海外から流れてくるので、日本はそういったところは化学物質が含まれていないかどうかというのは、まだ海外よりは厳しいこともないのか。なので、中国とかそういったところから流れてきたごみを府から頼まれて焼くということもあると思うんですね。なので、方法書、この環境影響評価の方法書にこれは後で話し合いということではなくて、入っていないのはおかしいのではないのでしょうか。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

災害廃棄物もそうですし、漂着ゴミもそうですけれども、2ページに記載しております

す、処理する廃棄物の種類ということで、産業廃棄物と挙がっていますので、以外のも
のについては受け入れは基本的にはしないというふうな認識でございます。

副委員長（河野 隆子議員）

はい。委員長。

委員長（北村 孝議員）

河野副委員長。

副委員長（河野 隆子議員）

そういった選物がきちんとできるのかどうかというところの不安があります。なので
ちょっとここは納得できないところですけどね。あとは10ページの環境、現況調査地
点のところ、ちょっとここをお聞きするんですが、範囲が3キロというふうになってい
て、この円を見ると、私の家なんかは全くこれ入っていないんですね。この円で言うと
役場くらいかな。非常に狭い範囲で調査するというところで、やはり忠岡町全体も入って
いないと。こういった調査でいいのかどうかというところで、なぜかという、岸貝ク
リーンセンターが建つときに、もちろんアセスもやっておられます。そのときにちょっ
と見たことがあるんですけどね、そのときは岸和田の地蔵浜に建っているわけなんです
けど、北は北助松の辺、岸和田なんかは久米田池のまだ南の辺というのがずっと書いて
あって、もちろんかなり広範囲でやっておられたということでもありますので、やはりこ
の3キロというのは事業者が言ってきた範囲なんですけど、これではやっぱりだめだ
というふうに思うんですけどね、いかがですか。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

はい、この3キロが狭いということであるならば、それは今後のアセスの中で範囲を
広げるような形も出てくるのかなというふうに考えているところでございます。

副委員長（河野 隆子議員）

はい。委員長。

委員長（北村 孝議員）

はい、河野副委員長。

副委員長（河野 隆子議員）

はい、委員長。出てくるのかな、やから分かれへん、ということなんでしょうけど、
やはり岸海清掃なんかはキッチリと公のところをやっていると。焼いているのも産廃は
焼いていない、一般廃棄物を焼いている。ですから、まだ産廃というか、さらに安全な
ゴミを焼くのにもっと広い範囲で環境アセスをやっているというところですので、この

3キロというのは非常に狭いというふうに思います。やはりそれはこの建物を建てるのが民間であるから、というところは、ご指摘させていただきたいと思います。なので、この範囲はもっと広げるようにと、そういったところは、やはり町として言うべきことではないかなというふうに思います。

委員長（北村 孝議員）

はい、小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

今後の手続きの中で、そういうふうな話が出てくるのであれば、そういうような形で対応をしていくということになろうかと思います。

委員長（北村 孝議員）

よろしいですか。

副委員長（河野 隆子議員）

はい、わかりました。

委員長（北村 孝議員）

河野副委員長。いいですか。

副委員長（河野 隆子議員）

ぜひ、それはもっと広げてもらわないと困りますわ。それは言うときます。

委員長（北村 孝議員）

はい。高迫議員。

質問があれば、いつぺんにやってもらった方がいいのかなと思いますので。

6 番（高迫 照子議員）

申し訳ございません。

委員長（北村 孝議員）

高迫議員。

6 番（高迫 照子議員）

3 ページのダイオキシンのことで、ちょっとお伺いしたいんですけど、産業廃棄物を焼くということは、やっぱり猛毒で発がん性のあるダイオキシンの出るということを、非常に危惧しているわけです。ここのところで、ダイオキシンの類をこういう方法で除去するという方法が書いてあるんですけど、このやり方でされるんだと思うんですけど、ダイオキシンを取り切れるのでしょうか、このやり方で。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

基準というものが決まっておりますので、この基準内に収まるような形でしっかりとダイオキシンを取るというふうな認識を持っておるところでございます。

6 番（高迫 照子議員）

はい。

委員長（北村 孝議員）

高迫議員。

6 番（高迫 照子議員）

安全基準とかいうのは、やっぱり何かが起きたらまた安全基準が厳しくなるという形で、国の基準だと思うんですけど、その基準でやるということで、取り切れない部分はあるということですね。

産業住民部（新城 正俊部長）

はい。委員長。

委員長（北村 孝議員）

新城部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

はい、まあどういう形にしろですね、ダイオキシンがゼロになると何かを燃やしてるのでね、ですのでゼロになるということはございません以上でございます。

6 番（高迫 照子議員）

わかりました。

委員長（北村 孝議員）

はい、他にご質疑ありませんか。二家本議員。

1 1 番（二家本 英生議員）

ちょっと2点ほど確認したいんですけども先ほど高迫議員の方からエネルギーの活用ということでまあ1番目がまあ自分の施設で使う、で2番目は余剰電力があれば公共施設へと渡して行ってそれでもなければ売電するって話はされていると思うんですけどもその公共施設にやっぱり使おうと思ったら何らか送電線か何か当然必要だと思うんですけどもそのあたりっていうのはその事業者との打ち合わせってどういうふうな形になっているんでしょうか。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

はい。委員長。

委員長（北村 孝議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

そのあたりについてはこれから事業者と話を進めていくというところでございます。

1 1 番（二家本 英生議員）

はい。委員長。

委員長（北村 孝議員）

はい、二家本議員。

11番（二家本 英生議員）

そうですねまあこの段階でなかなか決めることじゃないとは思いますが、まあただ場所が場所なのでねあの辺の公共施設で使うとなると本当にまあテニスコートとか町民第2グラウンドとかまあそのあたりになると思いますので、そのあたりも忠岡町としてもちょっと考えていってほしいなと思います。あとこっちの方法書の中の付録の方なんですけど17ページ一番最後のページですね、今後のスケジュールということで記載されているんですけども、現施設の解体工事と新施設の建設工事って先ほど解体は12ヶ月で新施設が21ヶ月かかるっていうことだったんですけども、例えば今この敷地内の土壌調査やってますよね。でそれと土壌調査があっても改良しなければならない状況になった場合っていうのは、その解体工事してからその土壌改良の期間というのは当然必要になってくると思うんですけども、その期間っていうのはこれからの調査の結果だと思うんですけども、だいたいどれぐらいの期間を想定されてますでしょうか

委員長（北村 孝議員）

すいませんしばらくお待ちください。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

はい小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

土壌汚染なんですけども、今調査している段階でございますので、これからどのような結果になるのかなというところもあるんですけども、まずあの土壌汚染については公民連携事業であろうが広域連携であろうが、あの施設のままいわゆる潰すとかねいわゆる形質変更が伴えば必ずせなあかん事業やというところはまずご説明させていただきます。そんな中でですね土壌改良ですけどもこの辺については解体の工事と一緒にやるのが一番タイミング的にもいいのかなというふうに思っておるところでございますので、ちょっとそういうふうな感じで今後事業者との協議を進めていくというふうに考えているところでございます

11番（二家本 英生議員）

はい。委員長。

委員長（北村 孝議員）

はい、二家本議員。

11番（二家本 英生議員）

じゃあまあそしたらまあここに解体工事って書いてますけどもここにもし土壤改良があればここにまあ工期が入ってくるっていう形で認識でよろしいでしょうか
産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

はい。委員長
委員長（北村 孝議員）

はい小倉次長。
産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

まずですね、あの土壤汚染の状況の調査の結果がまず大事だと思いますので、まあその結果ですねまあ土壤改良の必要があるのであればその解体工事と一緒にその土の搬出とかもしていくと、まあそれが一番タイミング的にもいいのかなというふうに考えているところでございます
委員長（北村 孝議員）

はい他にご質疑ありませんか。はい議長。
オブザーバー（前川 和也議長）
今月中に方法書が作成されて提出されるということなんですけども市町村長の意見というところが右端にあります。こちらのその市町村長の意見というのは、本町の環境保全審議会の答申がベースというか、ほぼもうその答申がその市町村長の意見となるということで間違いないでしょうか

委員長（北村 孝議員）
はい小倉次長。
産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

はい。委員長。
まずですね、方法書の縦覧が始まった中で市町村長意見の紹介があるという風な流れになるかと思います。それを受けまして私どもの方で、環境保全審議会に対し諮問答申を行う予定をしております。そこの中でいただいた答申については、一定尊重すべき内容なのかというふうに考えているところでございます。

委員長（北村 孝議員）
はいよろしいですか。はい、他にご質疑ありませんか。
ないようですので質疑を終結いたしますがよろしいでしょうか。
それでは質疑を終結いたします。
その他についてであります議員さんの方で何かありますでしょうか。
はい、河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）
今ずっと聞いておりまして、地域エネルギーセンター運営事業のことで肅々と計画は進んでいっているわけなんですけれども、今も反対派の方々から細かな何か意見がいろ

いろいろありまして、この事業というのはいつも思うんですけれども、反対、町長も反対ということで、町長にちょっと聞きたいんですけれども、私いつもこの反対の意見聞いているんですけどじゃあそうしたらこの案に対しての代替案ってあるのかと、これはもう一番聞きたいんですけど、別に議員の方々に聞いてもそれは理事者側がすることや、職員がすることやって言われたらそれまでで終わりだと思ったんですけど、今まで議員だった是枝町長に代わって首長という立場で今の現状でまだ反対の立場だと思うんですけれども、じゃあこの案よりもいい案があるのか、それに対して今進んで町長自身やっているのかというのをちょっとお聞きしたいんですけど。

委員長（北村 孝議員）

町長、発言できますか。

町長（是枝 綾子町長）

はい。

委員長（北村 孝議員）

はい。是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

一般質問でも河瀬議員の方からその質問はございました。ですね。一応、お答えはさせていただいているということですが代替案としては、広域化を目指していくということでそういった取り組みをしていくということで、今現在のことをお聞きになっている。私としては広域化を目指していくということで一つずつ調査とかそういったことを指示しているという段階でございます。

1 番（河瀬 成利議員）

はい。委員長。

委員長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

町長も議員時代から2年3年ぐらい経つんですかね、それまでずっと反対してきて、反対するということはやっぱりこの案よりもこっちの方がええんやろうということで反対してられると思うんですけどね、皆さん反対派の方も。それだったらはっきり言って広域行くなら広域行くで、早くアクションを起こしてもらってですね、そしてなんでも今ずっと粛々と進んでいってるんですけれども、これ本当に相手方の忠岡エコサービスさんとか、SPCさんとかですね、そういうところがこういう動きが忠岡町で起こっている場合に、もし向こうから断るとかそういうこと言われたら大変なことになりますよね。ゴミを燃やす、どこで燃やすんやと。みんな町民が燃やすんかと、そういうふうになってきますので、早く中止やったら中止、それとも中止できなかつたらこの公約は中止します、というふうなことを言ってあげないと職員も私は困ってくると思うんですよ

ね。だから早く早くって言ったらまだ町長になって何ヶ月しかないんですって、はいそれまでだけど、今まで2年も3年も反対してきて、はい町長になりました、そしたら私はまず広域へ行きます、まずそうしたら近所の岸貝へ行きます、いろいろそういうアクションは早めに起こせると思うんですけれどもそれに未だにまだ何もしてないというのはどういう理由があるんですかね。

委員長（北村 孝議員）

はい、是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

反対をしているから代替案ということですが、この案ができる前ね、公民連携の以前は和泉・高石・泉大津の泉北環境の方にごみの焼却委託の話を進めてきたという経緯がありますね。それが忠岡から断って、こちらに来た、ということになっているという経緯はご存知だと思います。そうですね。ご存知ないですか。公民連携の以前は泉北環境の方にそういった話を事務レベルで話しを詰めてきたということをご存知だと思います。なかなかそれでもそういったこともすぐに、といってもなかなかテーブルにつくというところもなかなか大変だと思います。大変だったと思います。以前ね、前町長の時に。そういったこともあるので早く早く、というんですけれども今までの経緯ということもありますし、よく慎重に話を進めていかないといけないということもありますので、担当の課の方にはそういう指示を出して、動きをつくっていただくということにはしておりますので、なかなかすぐにね、結果が出てくるというものでもないと思いますのでもう少ししばらくお待ちいただきたいということで、何もしていないというわけではございません。

あと向こうのエコサービスの方から断られたら困る、というんですけれども協定書ですので、それについて断ってきた側、断ってきたらそれなりの話があるのでこちらから中々中止ということを行うとごみが焼けない、ということがあるので日々の町民のごみをどうするのかという問題が出てくるからまだすぐにはちょっと言えない、ということは議会の答弁でもさせていただきました。それで相手、相手ね。エコサービスの方からね、もうやめまうと言ったらやめまうと言った方の瑕疵というかそういった問題というところがあるので、それはそれで向こうとの話をするということになってくるかと思います。一方通行でね、通告すればいいという協定書ではないので、そこは協議をするということになっていきますので、ご心配されるというのはわかりますけれども、これも協議をしながら私はまず準備をしてその代替案としてのね、どういうごみ処理をするのかということをしちつとしてからでないと、中止を言った瞬間になかなか大変なことになるので皆さんもそこはよくお分かりになっていると思いますので、ですからそこをしちつと準備をして、そして協定の相手のエコサービスの方に申し上げていく、というそういう手続きを踏むというそういう答弁をさせていただいておりますので、一つ一つ問題

をクリアしていくようにと努力してまいりたいと考えております

1 番（河瀬 成利議員）

はい。委員長。

委員長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

泉北環境とか岸貝とか私が言っているのは今まで言ってもう断られているわけですね、岸貝でも和田町長の時かな、そういうふう聞いておりますのでだから他に何かあればいいんですけども広域泉北環境に行っても多分向こうもそんないい返事じゃないと思います。岸貝もないと思います。だから早くそれをダメだったらダメですね、次の代替案を探すとこれは町長が反対しているから私は町長のためを思って言っているんですけども、早くほんまにせんと、肅々と進んでいますのでえらいことになると思いますのでその辺のところよろしく願います。答弁は結構です。

委員長（北村 孝議員）

他にないですかね。それではこれでその他の質疑を終結いたします。

閉会のあたり町長よりご挨拶をいただきます。

委員長（北村 孝議員）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

いろいろと皆様の貴重なご意見ありがとうございました。いろいろとなかなか動きが見えてこないというところでご心配をお掛けしているかと思いますが、担当課の方に指示も出して、そしてどのような形で進めていくかということを今、協議しながら進めていこうとしておりますので、皆様のご意見、今日は貴重なご意見をいただきましたので、皆様の意見をお聞きしながら一つ一つ広域化を目指して努力してまいりたいと思います。この環境アセスメントが7月に行われていくと手続きが取られていくということですが、これはもう協定の中身でやむを得ないことであるということですが、この中でこういった影響が出るのか、というそういったシミュレーションも出てくるということもございますので、その中身を忠岡町だけでなく、近隣の対象範囲となる市、岸和田市、泉大津市もなってくるであろうと思いますので、そちらの住民の方にもお知らせをされていくということですのでそういった議論もされていくということでもありますので、その状況も見ながらまた進めて広域化の方向を目指して頑張ってまいりたいというふうに思います。大変長時間にわたりご意見をいただきましてありがとうございました。一つ一つ頑張ってまいりますので、また皆様のご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします

委員長（北村 孝議員）

ありがとうございました皆さん本日は大変ご苦勞様でございました。

これで忠岡町ごみ施設調査特別委員会を終了いたします。

お疲れ様でした。

（「１１時５５分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和7年7月11日

ごみ処理施設調査特別委員会委員長 北村 孝

ごみ処理施設調査特別委員会委員 河野 隆子